

富山市空き家情報バンク実施要綱

平成25年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市における空き家等の有効活用及び定住促進による地域活性化を図るために設置する空き家情報バンクの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 富山市内に存する居住を目的とした建築物のうち、現在居住していない（居住しなくなる予定年月日が明らかなものを含む。）建築物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする共同住宅及び長屋を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 富山市内に存する空き家等の売買や賃貸を希望する所有者等から提供を受けた情報を、富山市空き家情報バンク登録台帳（以下、「登録台帳」という。）に登録し、利用希望者に公表する制度をいう。
- (4) 登録者 第4条第4項の規定による登録完了の通知を受けた者をいう。
- (5) 利用希望者 第4条第3項の規定により登録台帳に登録された空き家等（以下、「登録物件」という。）の見学、購入又は賃借を希望する者をいう。
- (6) 媒介事業者 富山市が空き家情報バンクの実施について協定を締結する団体（以下「協定団体」という。）の会員で、登録物件に関して、利用希望者との売買又は賃貸借契約の代理や仲介等を行う事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 登録台帳に空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、次のいずれかの方法により、市長に登録申込みをしなければならない。

- (1) 富山市空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）を提出する。
 - (2) 富山市公式ホームページの専用フォームで必要項目を入力して送信する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申込みをすることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(4) 市長が適当でないとする者

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、当該空き家等の情報を登録台帳に登録するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、富山市空き家情報バンク登録完了通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

（登録物件情報の公表）

第5条 市長は、登録物件の情報を、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表するものとする。ただし、登録者が希望しない事項については、この限りではない。

（登録事項の変更）

第6条 登録者は、登録された事項に変更が生じたときは、次のいずれかの方法により、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 富山市空き家情報バンク登録変更届（様式第3号）を提出する。

(2) 富山市公式ホームページの専用フォームで必要項目を入力して送信する。

（登録の解除）

第7条 登録者は、登録物件の登録を解除し、及び登録台帳から情報を抹消するときには、次のいずれかの方法により、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 富山市空き家情報バンク登録抹消届（様式第4号）を提出する。

(2) 富山市公式ホームページの専用フォームで必要項目を入力して送信する。

2 市は、登録者又は登録物件が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録物件の登録を解除し、及び登録台帳から情報を抹消することができる。

(1) 登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録者が第4条第2項第1号から第3号までに掲げる者であると判明したとき。

(3) 登録事項に虚偽の事実があると認められたとき。

(4) その他市長が適当でないとするとき。

（登録物件の利用申込み等）

第8条 利用希望者は、登録物件の見学、購入又は賃借を希望する場合には、次のいずれかの方法により、市長に利用申込みをしなければならない。

(1) 富山市空き家情報バンク利用申込書（様式第5号）を提出する。

(2) 富山市公式ホームページの専用フォームで必要項目を入力して送信する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項各号に掲げる者は、同項の申込みをすることができない。

- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、速やかに当該登録物件の登録者及び媒介事業者に連絡するものとする。
- 4 前項の連絡を受けた媒介事業者は、速やかに登録者及び利用申込みをした利用希望者との連絡調整を行うものとし、その結果を市長に報告するものとする。

(市の関与等)

第9条 市長は、登録物件における各種法令の適合状況を保証するものではない。

- 2 登録者と利用希望者との間における契約や交渉には、市長は一切これに関与しないものとし、これに伴う紛争等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 市長は、空き家情報バンクに起因して生じたあらゆる損害について、故意又は重過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 空き家情報バンクで取得した個人情報の取扱いについて、個人情報保護法に定めるところによるものとするほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 個人情報を適正に管理し、他に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報を目的以外に利用してはならない。
- (3) 不要になった個人情報は、速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。